

## 茅室町公共施設使用料設定の基本方針（案）

### 1 基本的な考え方

使用料とは公共施設の利用の対価として、受益者（利用者）から徴収している金銭であり、各施設の維持管理や運営のための経費の一部は、使用料により賄われている。公共施設使用料について、サービスの特性に応じた受益者負担のあり方等を明確化し、使用料設定についての基本的な方針を策定するものである。

### 2 受益者負担の考え方

公共施設を利用する受益者は、サービスに応じた適正な負担をすることを基本として、受益者負担の原則に沿って使用料を設定している。

しかし、公共施設は、健康の増進、地域コミュニティの活性化、生活文化の向上等それぞれ目的をもって設置しており、利用者が大きく減少することは、施設設置の目的を達成できなくなる可能性が高い。また、利用者数が減少することにより、利用料金の合計が減り、利用料金で維持管理経費を賄うという考えから逆行することにもなる。

したがって、受益者負担の原則を堅持しながらも、町として例外のない使用料設定とせず、個々の施設において設置目的を重視した「利用促進」と「コストダウン」の観点を取り入れ、施設ごとに使用料を設定するものである。

### 3 公共施設管理経費算定の考え方

受益者が負担する管理経費の範囲は、施設の管理者が最適な管理と最大の利用促進に努めることを基本に、通常管理に要するコストとし、管理運営のための消耗品費・光熱水費・委託料・日常の修繕に要する経費（大規模改修費・耐震診断費等特別なものは含まない）等とする。

### 4 公共施設区分による適正負担の考え方

#### （1）公共施設における行政サービスの性質別分類

施設ごとのサービスの性質（公共性の強弱）を、「必需性」と「市場性」2つの視点により区分し、その公共性に応じて受益者と町（公費）の負担割合を定める。各々のバランスを図ることにより、負担の公平性を確保する。

**ア** 公共的（必需的）サービス

市場原理では提供されにくく、行政が中心となって提供しているサービスで、日々の生活や多くの住民に必要な施設

（本庁舎・保健福祉センター・学校・道路・橋りょう・公園・上下水道・図書館・ポンプ場・浄水場・公衆便所・斎場など）

**イ** 市場的（必需的）サービス

市場原理の適用により、民間でも提供可能なサービス

（保育所・公営住宅・教員住宅・墓地など）

**ウ** 市場的（選択的）サービス

市場原理の適用により、民間で提供可能であり個人によって必要が異なるサービス

（牧場・国民宿舎・新嵐山施設・堆肥施設・病院など）

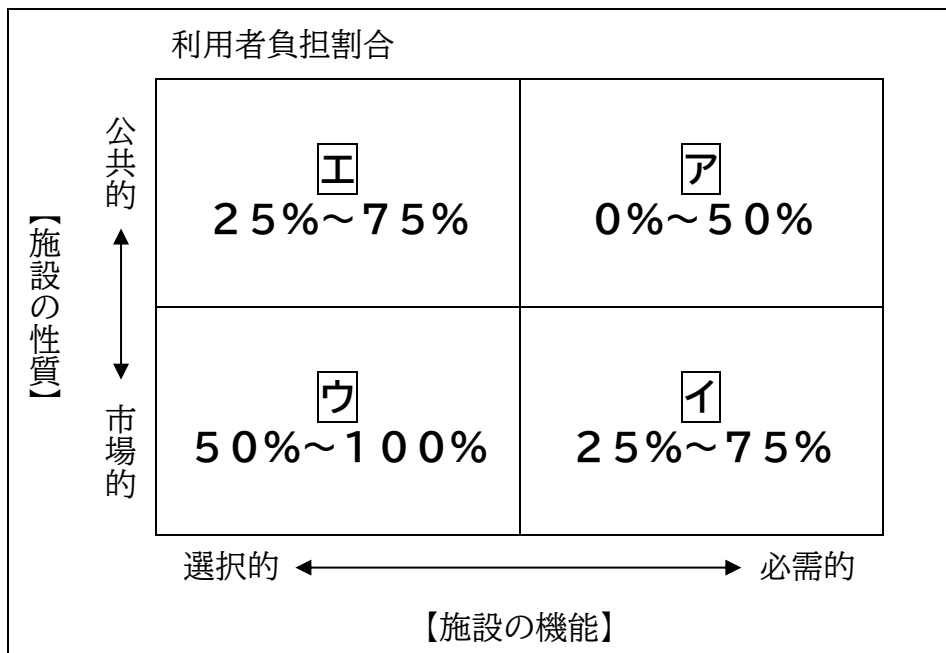
**エ** 公共的（選択的）サービス

市場原理では提供されにくく、行政が中心となって提供しているサービスで、より快適性・趣味・娯楽など個人によって必要が異なるサービス

（生活館・地域福祉館・生活改善センター・コミュニティセンター・老人憩の家・農業研修センター・林業研修センター・上美生農村環境改善センター・東工産業振興センター・中央公民館・めむろ駅前プラザ・ふるさと交流センター・野球場・庭球場・アーチェリー場・運動広場・総合体育館・温水プール・健康プラザ・サッカー場など）

(2) 性質別分類における負担及び負担割合の考え方

公共施設における行政サービスの性質別分類に基づき、負担と負担割合の考え方を示すと次のとおりとなる。



## 5 町民と町外者の使用料における格差について

公共施設は、自治体同士での有効利用や施設を補完し合うという広域的な観点から、町外者も利用されるべきものと考えられる。

したがって、町民及び町外者の使用料については、現行どおり格差を設けないものとする。ただし、営利を伴う利用については、施設設置の目的により、格差を設ける場合もある。

## 6 減額・免除制度について

### (1) 受益者負担の原則の特例

受益者負担の原則はあるものの、かかる経費の一部のみの負担であることから、減額や免除については、最低限に留めるべきである。具体的には、子どもや障がい者などへの配慮や、地域振興という目的により、真にやむを得ないものに限定するという考え方で使用料を減額又は免除するものとする。

また、公平性の確保という観点からも、基本的に統一した基準をもつものとし、町ホームページなどで、その基準をできるだけわかりやすく周知するものとする。

### (2) 減額・免除基準の適用（特に施設名がない場合は全施設）

ア 国又は地方公共団体において公用又は公共用に使用 免除

イ 町民の場合

(ア) 大人団体使用 地域集会施設等におけるコミュニティ活動 免除  
半数以上が町内中学生以下使用 5割減額

(イ) 高校生個人・団体使用 5割減額（ただし、教育目的は免除）

(ウ) 中学生以下個人・団体使用 免除

(エ) 障がい者個人・団体使用 免除

ウ 町外者の場合

(ア) 高校生個人・団体使用 5割減額（ただし、教育目的は免除）

(イ) 中学生以下個人・団体使用 5割減額（ただし、教育目的は免除）

(ウ) 障がい者個人・団体使用 免除

※教育目的とは、学校が教育の一環として利用する場合。

## 7 使用料見直しの経緯

この基本方針は、「芽室町公共施設使用料設定の基本方針（平成 28 年度策定）」を全面的に置き換えるものとする。見直しの経緯は以下のとおり。

### (1) 平成 14 年度 「芽室町公共施設使用料等適正負担指針」策定

使用料は、維持管理経費の原則 50%相当額を利用者負担とする旨記載。

### (2) 平成 15 年度 地域集会施設において、維持管理経費の 10%相当を受益者負担とするよう使用料を改定。

- (3) 平成 16 年度 多目的施設、社会体育施設において、維持管理経費の 20%相当を受益者負担とするよう使用料を改定。
- (4) 平成 18 年度 地域集会施設において、維持管理経費の 20%相当を受益者負担とするよう使用料を改定。また、地域活動で利用する場合は、使用料を全額免除とした。
- (5) 平成 19 年度 多目的施設、社会体育施設において、維持管理経費の 25%相当を受益者負担とするよう使用料を改定。また、社会体育施設（3 施設）において、利用促進のため共通回数券を設定した。
- (6) 平成 24 年度 景気低迷や有料化に伴う利用者離れなどを考慮し、地域集会施設・多目的施設、社会体育施設ともに受益者負担の率を維持することとした。
- (7) 平成 28 年度 利用目的、利用状況、当時の経済状況などから、地域集会施設・多目的施設、社会体育施設ともに受益者負担の率を維持することとした。

## 8 今後の施設管理等

各公共施設においては、人にかかるコスト、物にかかるコストの見直しによる管理経費の削減に努めるとともに、町民ニーズの把握に努め、公共施設の設置目的に沿った町民サービスの向上に、より一層努めるものとする。